

議案第16号

岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
について

岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年2月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

## 岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例（平成23年岩倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「前項以外のもの」を「同項に規定する者以外の者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、別表に規定する部屋を占有して利用する場合で、前2項に規定する者の利用に支障がないと市長が認めるときは、第1項に規定する者以外の者（市内に住所を有する者に限る。）の利用に供することができる。

第18条第1項中「第6条」を「第5条第2項及び第3項並びに第6条」に改める。

別表中「第11条」を「第5条、第11条」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

#### （準備行為）

- 2 この条例による改正後の岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第3項に規定する者の利用に係る手続その他の必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。